

事 務 連 絡
平成28年5月6日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
按分方法について

熊本地震により被害を受けた障害福祉サービス等の事業所の行うサービス提供並びに被災した市町村等の受給者に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下、これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求方法については、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡、以下「5月2日企画課事務連絡」という。（別添）により通知したところであるが、請求額の市町村等による按分については、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようお願いしたい。

併せて、管内の市町村及び国保連に対し周知願いたい。

記

○概算による請求に係る按分方法について

5月2日企画課事務連絡の2により定める概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。

また、それにより発生する支払手数料についても、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。